

## ●香川県監査委員公表第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成19年8月31日

香川県監査委員	平木 享
同	水本 勝規
同	鍋嶋 明人
同	野田 峻司

1 監査対象部局 水道局

2 監査対象年度 平成18年度

3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
--------	-------

水道局	平成19年7月12日
-----	------------

県営水道事務所	平成19年7月17日
---------	------------

4 監査の結果

財務に関する事務については、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

なお、軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。